

お知らせ



敷地内全面禁煙について



福井県立病院では、**平成19年4月1日から**、敷地内全面禁煙（駐車場を含む）を実施しています。

平成15年5月1日から施行された健康増進法により、病院や学校等の公共施設は受動喫煙を防止する必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

病院は、病気の方などが診察や治療、ご相談等のために訪れたり、入院されたりする施設であり、またお見舞いの方も多数来院されます。皆様の健康を守ることを使命とする立場から、県民の方々に信頼される病院として、より安全で快適な療養環境とするためにも、敷地内を全面禁煙としています。

当院に来院されます患者様およびお見舞いの皆様には、何とぞ趣旨をご理解いただきました上で、敷地内全面禁煙にご理解とご協力をお願いいたします。

福井県立病院長